

大学共同利用機関法人自然科学研究機構共同利用規程

平成16年4月1日

自機規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第29条第1項第2号の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）が設置する大学共同利用機関、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号）第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設（以下「機関」という。）の施設及び設備等を、大学の教員その他の者で当該機関の設置目的に適合する研究に従事するものの利用に供すること（以下「共同利用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究代表者」とは、共同利用の実施に関し、研究担当者のうち研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に責任を持つ者をいう。

2 この規程において「共同利用研究員」とは、共同利用のために機構に派遣される者をいう。

3 この規程において「相手先機関」とは、機構の職員以外の研究代表者又は共同利用研究員が所属する機関をいう。

(公募要項)

第3条 共同利用の種類・内容等は、機関が公募等の要項により定めるものとする。

(申請資格)

第4条 共同利用に申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 国公立大学の研究者
- 二 国公立研究所等の研究機関の研究者
- 三 機構の研究教育職員、技術職員及び年俸制職員
- 四 前3号に規定する者と同等の研究能力を有すると機関の長が認める者（大学院学生を含む。）

(申請)

第5条 共同利用の申請をしようとする研究代表者は、各機関の公募等の要項に従い、申込書等を当該機関の長（岡崎共通研究施設にあっては、当該共通研究施設に対して密接な関係及び協力を行う大学共同利用機関の長とする。以下同じ。）に提出しなければならない。

(実施の決定)

第6条 共同利用の実施の決定は、機構長が機関の長に委任するものとする。

2 前項の決定は、当該機関の議を経て機関の長が行うものとする。

(研究料等)

第7条 共同利用研究員にかかる研究料及び研究施設・設備等の使用料は、徴収しない。

(経費の負担)

第8条 機構は、予算の範囲内において、旅費、設備費、消耗品費等の当該共同利用の遂行に直接必要な経費（以下「研究経費」という。）の一部を負担できるものとする。

(設備等の取扱い)

第9条 機構で行う共同利用の遂行上必要な場合には、相手先機関から、その所有に係る設備等を受け入れることができる。

2 相手先機関からの成果有体物の受入れ、及び相手先機関への成果有体物の提供については、機構が定める知的財産ポリシー及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構成果有体物取扱規程（平成16年自機規程第23号）によるものとする。

(共同利用完了の報告)

第10条 研究代表者は、共同利用が完了したときは、機関の公募等の要項に従い、報告書等を当該機関の長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第11条 共同利用による研究成果は、原則として公表するものとする。

2 研究代表者又は研究担当者が、共同利用による研究の成果を発表する場合には、機関所定の様式に従い、当該機関での共同利用による研究の成果である旨を表示しなければならない。

(研究成果の取扱い)

第12条 共同利用の結果、発明等を行った場合の特許等の取扱いについては、機構が定める知的財産ポリシー及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程（平成16年自機規程第12号）によるものとする。

(損害賠償等)

第13条 当該機関の長は、共同利用研究員がその責に帰すべき理由により研究施設、設備等を滅失又はき損したときは、共同利用研究員に弁償を請求することができるものとする。

(災害補償・保険)

第13条の2 機構は、共同利用研究員がその業務を行うに際し生じた損害の賠償をしない。ただし、機構に故意又は重大な過失がある場合はこの限りでない。

2 共同利用研究員は、共同研究を行うに際し生じた損害を填補するため自己の責任と負担において適切な保険契約を結ぶものとする。ただし、別途適切な保険契約が措置されているときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第14条 共同利用の実施にあたり、機構及び相手先機関より技術上の情報を受け又は知り得た者は、その一切の情報に係る秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(規則の遵守)

第15条 共同利用研究員は、機構の服務及び安全管理に関する規程等を遵守しなければならない。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同利用の取扱いに関し必要な事項は、機関が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。